

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の山崎隆司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推9番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、7月24日、柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字原市場字山崎地内にある畑1筆555㎡です。 現況は、一部作付けされております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、タカキビなどの雑穀やキウイなどの果樹を作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接している場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、山崎隆司推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字原市場地内在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、6年の経験があります。 譲受人からはタカキビなどの雑穀類、キウイの作付け計画および自生し

	ている柚子の管理計画が提出されております。 また、通作に関してですが、譲受人の隣接地ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和8年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、ハンマーナイフモア1台、足踏み脱穀機1台、バインダー1台を所有しています。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査しましたが、特にございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
1 番	譲渡人と譲受人は、親族関係でしょうか。
事務局	親族関係ではございません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推 1 番	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、7 月 22 日、萩野谷利男委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字岩渕字前ケ貫地内にある畑 1 筆 1，100 m²です。 現況は、一部作付けされております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ナス、白菜などの露地野菜の作付けや自生している梅の管理をするということです。 また、通作については自宅に隣接している場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 ついて補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字岩渕地内在住です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、本人と妻は 1 年、同居している母は 40 年の経験があります。 譲受人からは、トマト、キュウリ、ナスの作付け計画および自生している梅の管理計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和 8 年 7 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについて御説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2 つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機 1 台をリース予定です。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。 5 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何かございますか。
6 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	譲受人の自宅と申請地は隣接していますが、進入路は確保できているのでしょうか。
事務局	7 月 6 日に現地を確認したところ、進入路は確保されていることを確認しております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
9 番	確認になりますが、申請地の隣接地も農地という理解でよろしいでしょうか。
事務局	お質しのとおりです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
3 番	収穫した農産物の販売の予定はありますか。
事務局	現時点ではございません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、地区担当委員の山崎隆司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推９番	農地法第５条の整理番号５－１について、７月２４日、柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字赤沢字鹿戸西地内にある畑２筆１７０㎡です。 農地の現況は、保全管理されていまして。 また、県道から既存宅地まで、コンクリート敷の進入路がありますが、土地を調査したところ、この進入路が農地の一部にかかっていたそうです。 なお、この進入路については、是正も検討したそうですが、当進入路は自宅へ進入するための唯一の場所であり、また、斜面地であることから是正が極めて困難であることを現地でも確認しました。 この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については山崎隆司推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字唐竹地内にある戸建住宅に居住しています。 譲受人は、今後の生活を見据え、現在の住居では困難な「ガーデニング」や「家庭菜園」を日常生活に取り入れ、健康的で豊かな日々を過ごしたいという強い思いがありました。

また、2台ある所有車のうち、1台は自宅敷地内に駐車しておりますが、1台は、譲受人が所有地に駐車をしていましたが、譲受人の目の届くところに置きたいという強い思いがありました。

そこで、現住居から生活圏を変えずにすむ立地であること、通勤にも支障が無いこと、家庭菜園やガーデニングが可能な広さの土地であること、そして所有者2台と来客用1台、計3台分の駐車スペースを確保できることを条件としました。

そのような中、大字赤沢地内にある宅地を見つけ、先の条件にも合致しました。

しかし、県道から住宅までの唯一の入口であるスロープおよび石積み部分が農地であることが発覚しました。

是正も検討しましたが、スロープおよび石積み部分については、宅地への唯一の進入路であること、また、土砂の崩壊や流出の恐れがあるため、是正が極めて困難です。

そうしたところから、申請地を駐車場と県道からの通路敷として、既存の住宅敷地と一体利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和8年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、資金調達計画として、土地購入費に対し、全額融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

同行して調査しましたが、特にありません。

議長

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を新井安典会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和8年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。